

平成30年度 第3回葛飾区農業委員会総会議事録

(平成30年6月20日)

1 日 時 平成30年6月20日(水) 午前10時30分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第2会議室

3 出欠席

出席者【委 員】 会長 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 柴田 清
委員 清水 慶治郎
委員 志田 實
委員 石田 實
委員 清水 克幸
委員 持田 昌弘
委員 佐野 慶一
委員 くぼ 洋子
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業経済課長 安井 喜一郎
経済企画係長 鈴木 正明
経済企画係員2名 栗木 久保

欠席者【委 員】 委員 伊藤 よしのり

4 議 事 (1)開会
(2)報告事項等
(3)その他
(4)閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から平成 30 年度第 3 回葛飾区農業委員会総会を開会いたします。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は 11 名です。農業委員会法第 27 条第 3 項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立いたします。

【議長】

それでは、議事（2）報告事項等を事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

（別紙にて説明）

続いて、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

（別紙にて説明）

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、ご報告させていただきます。

（別紙にて説明）

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

（質疑なし）

それでは引続き、(3)その他報告事項について【事務局】よりお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料 1「農業と大都市東京を考えるシンポジウムの開催」についてご説明いたします。

（別紙にて説明）

続きまして、資料 2「東京都指導農業士の推薦」について説明をいたします。

（別紙にて説明）

続きまして、資料 3「改正生産緑地法等説明会実施報告」について説明をいたします。

（別紙にて説明）

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

【議長】

他に何かございますか？

【前田委員】

過去に買取申出した生産緑地を、再度生産緑地として指定することはできますか。

【事務局】

葛飾区生産緑地地区指定方針においては生産緑地の再指定を不可とする規定はありません。ただし、再指定が一律に認められるわけではないと思われるので、詳細は調整課へ確認し、次回の総会で報告させていただきます。

【佐野委員】

生産緑地の指定から30年経過すると、生産緑地の指定から外れ、宅地化農地となるのですか。

【事務局】

30年経過後も、買取申出をしなければ生産緑地のままです。しかし固定資産税は5年後までに宅地並みに上がり、また新たに相続が発生した場合には相続税納税猶予制度は適用できません。

【清水克幸委員】

国会で審議中の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」について、所有する農地を自ら経営する法人に貸すことができるということだが、その際に条件等はあるのか。

【事務局】

一定の要件はあるようだが、法律の施行後に詳細な内容が固まってくると思われるので、情報が入り次第お知らせいたします。

【議長】

他に意見がないようでしたら、これにて、平成30年度第3回葛飾区農業委員会総会を閉会いたします。